

令和7年1月29日

## 令和6(2024)年度後期分

### 宇都宮大学3C基金増山奨学金外国人留学生支援奨学金募集要項

#### 1. 支給対象者

本奨学金は、増山律子氏からの寄付金を原資とし、宇都宮大学(以下「本学」という。)の学士課程、大学院博士前期課程に在籍する学生(正規課程の学生に限る。)のうち、学業成績及び人物が優秀である者、または、本学のグローバル化に貢献する活動を積極的に行っている者、かつ留學生活のための経済的支援を必要とする私費外国人留学生を支給の対象とする奨学金です。

次に掲げる場合は、本奨学金の支給対象外となります。

- ①配偶者が国費外国人留学生である者
- ②授業料免除(全額及び半額)を受けている者
- ③外国政府等から授業料相当額の支給を受けている者
- ④申請時に月額3万円相当額以上の奨学金の支給を1年継続して受けている者
- ⑤大学院博士前期課程2年次生については、本学博士後期課程または東京農工大学大学院連合農学研究科に進学しない者
- ⑥通算GPAが3.3未満の者(ただし、1年次に在学する者及び学部編入学し学部3年次に在学する者は除く。)

注：⑤：大学院博士前期課程2年次生については、修了後の進路が「本学博士後期課程または東京農工大学大学院連合農学研究科に進学予定の者」のみ申請が可能。

#### 2. 支給額

奨学金の額は、半期分授業料(267,900円)の半額相当(133,950円)以内の額とします(返還の義務はありません)。

#### 3. 申請手続き

本奨学金に応募する場合は、募集締切(4.参照)までに、以下の(1)及び(2)を完了させてください。

- (1) 以下URLから、「宇都宮大学2024：生活状況調書(2024年度後期分宇都宮大学3C基金増山奨学金応募用)」に回答してください。

<https://forms.office.com/r/2yVaMZjahR>

- (2) 申請書(別紙様式1)およびその別紙に必要な事項を記入し、指導教員の推薦を得た上で(※学部・研究科長名は記入不要です)、以下の③～④の書類とあわせて留学生・

国際交流室へメールで提出してください(提出先:[scholarship@a.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:scholarship@a.utsunomiya-u.ac.jp))。メール件名は、「【2024年度後期増山奨学金】(学籍番号・氏名)」としてください。

#### 【提出書類】

- ①申請書(別紙様式1)
- ②申請書(別紙様式1)(別紙)
- ③在留カードの写し(表・裏)
- ④通帳の見開きページ(※氏名・口座番号が書かれたページ)の写し

#### 4. 募集締切

令和 7年 2月 10日(月) 17:00 (※期限厳守)

#### 5. 審査

提出された申請書およびその別紙を基に、選考委員会で審査を行い、奨学金の支給を決定します。

#### 6. 決定通知

奨学金支給の審査結果は、書面により各学部・研究科長を通じて通知します。

#### 7. 奨学金の支給方法

奨学金は、日本国内に開設する本人名義の普通預金口座へ振込により支給します。

#### 8. 報告

奨学金受給者は、別に定める日までに、活動報告(学習、貢献活動等)、今後の展望等について別紙様式3により報告し指導教員の確認を受けることが必要です。

#### 9. 受給の取消及び奨学金の返納

奨学金受給者が、次に掲げる事項に該当すると認められた場合は、奨学金受給の取り消し、または受給した奨学金の返納を求められることがありますので、予めご了承ください。

- 1 申請書の記載に虚偽が判明したとき
- 2 懲戒処分を受けたとき
- 3 成業の見込みがないと判断したとき
- 4 退学又は除籍となったとき
- 5 死亡又は行方不明となったとき
- 6 休学したとき
- 7 その他、学業又は素行等により、受給者としての適性を欠くと判断したとき

#### 【問い合わせ先】

学務部学生支援課留学生・国際交流室

Tel : 028-649-8166・8167

E-mail : [scholarship@a.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:scholarship@a.utsunomiya-u.ac.jp)